04 スマートファクトリー促進支援補助金(生産性向上への補助)

- 府内の事業所において、エネルギー消費・生産計画等の「見える化」による改善を踏まえ、 生産性向上を目的とした「スマートファクトリー」の導入等に要する経費の一部を補助。
- 平成26年度から事業を実施。近年の採択実績は、R3:9件 R2:10件) (詳細) https://chiemori.jp/smart/support/y2022/r4-sf.html

対象 中小企業者 (製造業または製造 業に準じるもの)

 (\times)

外部機関 (経営コンサルティングやエネルギー使用量の計測及びその分析・診断等を行う企業や団体等)

補助対象事業①(診断・見える化事業)

- (1) 製造現場に係るエネルギーの見える化
- (2) 製造現場に係るエネルギー以外の見える化

補助率10/10以内、上限:50万円



補助対象事業②(設備整備事業)

上記(1)・(2)の結果を踏まえて、効率向上のために必要な設備機器を整備(改修・更新等)する。

補助率1/3以内、上限:100万円

R4では<u>上記①のみの実施は補助対象外</u> (①+② or ②のみ が補助対象)

04 スマートファクトリー促進支援補助金(募集期間・実施内容等)

募集期間 R4.4.25~ R4.6.24

(審査会·採択 7月下旬頃)





外部機関 ICTツール等

補助対象経費

(1)計測·診断費、(2)設計費、(3)設備費、(4)工事費

【実施いただく内容】 補助対象事業①(診断・見える化事業)

- (1) 外部機関がエネルギー等の 分析・診断を行う。
- (2) 外部機関が運用の改善及び設備の整備について、補助対象事業者に提案する。
- (3)補助対象事業者が見える化等設備を整備し、運用する。
- (4) 見える化等設備の運用について、外部機関が<u>効果の計測及び</u>現状分析する。

【実施いただく内容】 補助対象事業②(設備整備事業)

- (1) 左記の事業の結果を踏まえ、 効率向上のために<u>必要な設備機器</u> を整備(改修・更新等) する。
- (2)外部機関が改善効果の<u>計測</u> 及び現状分析</u>を行う。
- (3) 工場のエネルギーマネジメント システム、製造ライン、流通システム 等の<u>改善を外部機関が支援</u>する。

事業期間 R5.2.10まで

※ ただし、外部機関によらず自社で実施する場合は、「外部機関」を「自社」と読み替える。

04 スマートファクトリー促進支援補助金(主な注意点·R3との差異)

主な注意点

①補助対象外事業

(1)診断・見える化事業 事務スペースなど、製造ライン(生産設備)以外の施設だけを対象とした事業

(2) 設備整備事業

工事を伴わない設備で、消耗品の購入に当たるもの(LED電球、外付けインバータ等)

- 一般家電製品等汎用性の高い設備または機器(パソコン、テレビ等)
- ※ 新設及び増設する工場は、補助対象となりません。

②主な注意点

- 本事業は、補助対象事業者が所有する、既設の工場における<u>製造ライン(生産設備)等を</u> 対象に実施すること。
- また、エネルギー管理や在庫管理、生産計画等、生産性向上を目的とした製造管理等は、 製造ライン(生産設備)以外も含む当該工場全体を対象に実施すること。
- ・ 設備整備事業において、<u>既設の設備機器・システムの置き換え等を行う場合は、その設備自体が製造管理等の改善に寄与するものであること</u>。(単なる既設設備等の能力・出力の増強でないこと)
- 審査委員会において、<u>申請者にプレゼンテーションを行っていただく予定</u>です(7月下旬)。外部機関については出席は可能ですが、審査員が発言を求めた場合のみ発言いただく予定です。

③R3との差異

• 補助対象事業において、「診断・見える化事業」のみの実施は補助対象外

04 スマートファクトリー促進支援補助金(これまでの主な採択事例)

主な事例

補助対象事業①(診断・見える化事業)

(1) エネルギーの見える化

工業用プラスチック製造を行う本社工場において、各生産系設備に電力測定装置等を設置し、コンプレッサーや加工機等の使用電力量を見える化。

浅井プラパー ツ株式会社様 <u>外部機関</u> 平井電気株 式会社様

補助対象事業①(診断・見える化事業)

(2)現場職人の作業工程等の見える化

色紙、写経用紙などの紙加工品製造を行う本社において、受注品の加工進捗状況・作業工程の実績管理をするための「機械端末及び管理ソフト」を導入し、現状、経験則から判断している納期や、商品ごとの作業量・作業時間を見える化。

中小企業 株式会社西 川紙業様

中小企業

外部機関 京なか株式 会社様

補助対象事業②(設備整備事業)

令和元年度の補助事業により把握できた生産工程の課題改善を図るため、「自動搬送積上げ装置」を導入することにより、手作業を機械化し、無駄を削減することで、生産性の向上を図る。

中小企業 有限会社 京北商会様

> <u>外部機関</u> エナジーシェ ア様

4

04 スマートファクトリー促進支援補助金(採択者の声・事業完了後)

採択者様のその後

設備機器が古く、 設備更新の検討 に役立った 現場の職人さんと 事務職員さんの 会話が、かみ合う ようになった

データが収集でき たことで、コンプレ ッサーの稼働率を 抑えられた エネルギー使用 量は年々下がり、 工場の生産性は 約9%向上した

事業完了後

(1) 事業が完了した後は、7日以内に実績報告書を当法人に提出してください。 (遅くとも令和5年2月17日(金)までに提出いただく必要があります。)



- (2) 実績報告書の提出後に、当法人の職員が事業実施場所に赴き、<u>完了検査</u> (現地検査) を実施します。
- (3) 完了検査後に補助金の額を確定します。
- (4)補助金は、額の確定後に、お支払いします。 (精算払い)

04 スマートファクトリー促進支援補助金(事業の参考となる活用事例集)







※ (掲載場所)https://chiemori.jp/smart/support/y2022/r4-sf.html